

大阪市障がい者施策推進協議会部会  
第1回大阪市地域自立支援協議会 会議録

日時：平成27年10月2日（金）  
午前9時30分から午前11時30分  
場所：大阪市役所 屋上階 P1会議室

（開会）

（中島障がい者施策部長：開会挨拶）

（委員紹介、資料確認等）

石田座長：おはようございます。座長に選任されました石田です。先ほども中島部長のほうからもいろいろ大阪市の今後の計画であるとかお話いただきましたけども、今日もたくさんさんの報告事項、協議事項ございます。時間の都合もございますので、ぜひとも円滑な運営の程、よろしくご協力いただきたいと思います。早速ですけども、事務局のほうから議題に沿いまして報告のほうをいただきたいと思います。まず初めに議題の（1）、（2）、（3）、（5）、について…

古田委員：ちょっと一言。自立支援協議会の置き方なんですけども、専門的な事項を審議するとされてるんですけども、ほとんどがこれもう報告ばかりになってますよね。地域のほうでは、解決しなければならぬ課題が山積しております。相談支援を初めですね、今それぞれの区役所の職員、相談支援の職員、かなりしんどい課題を多く抱えておられて、もう報告中心のやり方は改めていただきたい。審議しないといけない課題をちゃんと固めて、毎回ですね。それに基づいて審議する。報告事項はそれに関連するものに限るといようなやり方に変えていただきたい。今日もですね、短く報告はすませていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

石田座長：はい、いかかでしょうか。

各委員：賛成です。

石田座長：これまでもですね、報告中心というかたちもあつたと言え、そう言えばそうなんですけども、この中で話し合われたことについて、例えば相談支援の事業所の設置が進まないとかですね、そういったことが話し合われて、それを国のほうに申し出をしたりとか、あるいは触法の障がい者の支援について、いろんなアンケートをつくって、まだやってないですけども、そういうものをみなさんにどうゆうような意見があるのかとか聞いて

てみたりとかいうことですね、あるいはここで話し合えないことを部会をつかって、その中で審議して、ここに持ち上げたりとかですね、そういうようなことをやってきてますので、報告は報告で手短かに説明していただいて、審議のほうを十分にできるようなかたちでお願いできればと思っていますのでよろしくお願いします。そうしましたら、進めていきたいと、先ほどのように、(1)と(2)と(3)と(5)について手短かに報告いただければありがたいです。よろしくお願いいたします。

西端課長：【資料1-1、資料1-2について説明】

石田座長：はい、ありがとうございます。そうしましたら、議題(2)の障がい者の基幹相談支援センターの業務状況にうつりたいんですが、こちらのほうは基幹相談支援センターの西川副所長のほうからご報告をいただきます。副所長よろしくお願いします。

西川副所長：【資料2-1、資料2-2、資料2-3について説明】

桑田代理：【資料3について説明】

石田座長：ありがとうございました。

山本課長：【資料5について説明】(資料5差し替え)

石田座長：ありがとうございました。たくさんの報告、手短かに説明していただきました。地域自立支援協議会、西区に置いたような部会が少しできてますし、立ち上がってきているという話、それから基幹相談支援センターにつきましては、スーパーヴァイザーを入れながら、少し事業のほうについて充実させていこうと。指定相談支援事業については、実績のほうは少し上がっているんですけども、全国平均からすると非常に難しい状況が大阪府、大阪市ともにあるのかなというところでした。それから障がい者虐待施策は、詳しくいろんな結果などをお話いただいたかなと思います。この(1)、(2)、(3)、(5)の報告事案について、ご意見、ご質問ありましたら。はい、鳥屋委員。

鳥屋委員：あるの鳥屋です。基幹センターの報告の中でなんですけれども、資料の2-1の9ページ、相談体制の状況ですっていうところで、直接本人と家族というので、平成26年度は件数的に、直接本人から38件、家族から3件、41件あるわけですけども、で、本年度、資料2-3のほうで、8月、9月、8月までで、2-3の3ページですね。直接本人から31件、家族から14件ということで、5ヶ月ほどで45件になると。前回の協議会の中で、基幹センターは今までは個別の相談受けない、本人からの相

談は受けないと言ってたけれども、件数が上がっているのはどうゆうことですかっていう中では、単に来られた方が飛び込みでいろいろ相談されるケースもあるので断るわけにもいかないで年間ケースとしては40件ほどありますよということだったんで、あえて個別のケースを受けているわけではありませんという話だったと思うんですけど、今年度の4月から8月まででもうすでに5ヶ月で45件というですね、1年前の件数を超えていると、それはやっぱり、障がいもっている人、本人であるとか家族からやっぱり相談乗ってほしい、聞いてほしいということが、この件数に、増えてる件数に表れているのかなと思うんですけども、だって個別のケース直接は受けないって言ってたけども、これだけニーズがあるということを認識するっていうことと、個別ケースは受けないって言ってたわりに、これだけ件数が増えてるわけであるから、この現状を再度把握して、例えばどんどん件数が増えて、個別ケースを受けないって言ってたわりにできるのであれば、我々が求めている困難ケースであるとか、それから触法ケース、難しいケースっていうのをしっかり受けるっていうようなことを考えるべきではないかなというふうに思います。

石田座長：ありがとうございます。何か回答いただきますか。ご意見だけ？

今の意見について何かございましたら、事務局のほうでありますか？

西川副所長：基幹センターでございます。鳥屋委員からのご質問というかご意見ということで承っておきたいと思えます。今回件数が増えている分なんですけども、家族さんとかの分につきましては、照会ちょっと今手持ちがないので申し訳ないんですけども、ピアカンの講座、これを開催したわけなんですけども、結構これに関するお問い合わせ、ご本人さんあるいはご家族さん、親の方を含めてかなりあったという印象、これは印象だけの話で申し訳ないんですけども、そうゆうものがございました。その分でかなり増えているように感じるところでございます。先ほどの困難事例等につきましては、先ほどのスーパーヴァイザー等の活用等を含めてやっていきたいなと考えておりますし、直接個別案件を受けるかどうかにつきましては、我々後方支援ということで従来認識しておりますので、個別事例研究、あるいはそうゆうものを通して区センターさんとの協力関係の中で対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

石田座長：はい。ありがとうございます。事業をやる中で直接そうゆう家族の方とか本人の方からの何らかの相談も増えてくるということですよ。鳥屋委員のほうからおっしゃられたことももう少しみていったらどうだろうかというところで。はい、加藤委員。

加藤委員：ワークセンター豊新の加藤ですが、2つあるんですが、1つ目は、相談支援計画の達成率が全国でワースト2位ということで、その原因というのをどうゆうふうにご考えておられるのかということについてが一つ。もう一つは意見書にもちょっと書かせていた

だいたんですが、虐待防止のね、区内の施設に調査に入ったんですけどね、そのとき利用者の人が、GHのね、利用されてる方がもうどうしたらいいんやろうって相談に来はって、聞いてみたんやけど、情報提供できませんって言われて困った時期があるんですけどね、難しいと思うんですけどね、なかなかね、そうゆうふうにはこうだって言うのはね。でも、ちょっとしたら廃止する可能性もありますよぐらい言ってもらったらね、そんなことも含めて利用者の人の相談に乗っていただけるのに。もう少し何かそのへん配慮してもらえたらなと思うんですけど、そうゆうふうな問題についてどうゆうふうを考えておられるのか。ちょっとお願いしたいです。

石田座長：はい、2点ありましたね。相談支援のほうがちよっと大阪市、大阪府のほうが全国的に良くないっていうか、それが1個です。もう一つ虐待の件での情報提供のことについて。もう少し具体的に言ってもらってもいいですか？

加藤委員：利用されてる方がね、事業所がね、休所になったんですよ、結局。どうしようかって相談があったんですけどね、で、市のほうに聞いてみたら、今の状況ではどうなるかっていうことについての情報提供できませんっていうふうにおっしゃったんですけど、だから相談支援のほうも困ってしまってね、どうしたらええんかって利用者の方も困ってるしね、あとでもうちょっと詳しく後程説明したら、そうゆう状況も含めてね相談してもらったらいいですよって言ってくれはったんやけど、でももう少し、そこまで言わへんかったら分からへんじゃなくて、だいたいこんな内容だったらひよっとした廃止になる可能性もありますよぐらいのことを言っていたら、そんなことですよってことで、利用者の方も相談して次のところも可能性も含めて相談に乗れたのになと思っております。

石田座長：分かりました。その2点についてお伺いしていいですか。

桑田課長代理：障がい福祉課長代理の桑田でございます。1点目のほうご説明させていただきます。計画相談の率が全国ワースト2という状況ということで、大変厳しいと認識しております。大阪市としましては、大阪府の中でのサービスを受けておられ方のボリューム感が大きいので、大阪市のですね、進捗率が大阪府全体の進捗率に影響しているということで、そうゆうことで言いますと、大阪市の状況につきまして、大変重く受け止めております。原因でございますけれども、まず事業所そのものが増えないことには、率がなかなか上がらないということで、現在ではみなさんご承知のとおり、セルフプラン込みでの対応ということになっておりますけれども、そしたら大阪府以外の全国はなぜ上がってるのかということにつきましては、それぞれの地域性がございますので、さまざまな状況でございます。全ての都道府県について確認しているわけではございませんけれども、例えばある地域ではですね、この地域の方、この地区には計画相談事業所はいくつしかないか

らここで受けてくださいというような、いわゆる割り当てをするようなやり方で、強制的にと言ったらあれですが、そういう割り当てをするようなやり方をするような手法で上がってきているところもあるのかなと思っております。大阪市では、計画相談以外も含めてですね、相談支援の状況もなかなか逼迫している中でですね、無理に各事業所に必ず何件以上やってくださいというような割り当て的なやり方というのも非常に乱暴で困難ではないかということで、そういう内容も固定しておりませんでしたので、そういうところも開きがある一つの要因ではないかとゆうふうに考えております。

石田座長：はい、ありがとうございました。虐待のほうですと…

西崎課長：運営指導課長の西崎と申します。おっしゃっているケースなんですが、これは法人が就労B型とGHを経営していたケースでして、就労B型については、その監査に入っていた段階で、GHにつきましては聞き取り調査には着手しておりましたが、まだ監査という段階ではなくて、入居者が全員他のGHに転居した後、GHの廃止届が出てきたというものです。休止というかたちではございません。ただ、処分の結論が出る前にご説明をというお話なんですけども、行政処分については、法律の手続きにのっとって、例えばその事業所の聴聞とか、意義申し立てなどの手続きを経て行いますので、その結論が出る前にですね、お話するというのはちょっと難しいかなと思っています。実際に処分を行うという段階になりましたら、利用者の利益を害さないように配慮を行ってまいります。というか、去年ですね、放課後通所デイサービスの取り消し処分を行ったんですが、そのときは、他の事業所に移れるように、公表から取り消しまでの間に時間を置いております。猶予期間を置いております。また、福祉局で合同で説明会を行いまして、事業所の方々に集まっていただいて受け入れを要請するなどのことをしております。そういった形で利用者の方に不利益が及ばないように、処分を行う場合には配慮してまいりますので、よろしく願いいたします。

石田座長：はい、ありがとうございました。よろしいですか？

加藤委員：事業所の中の就労継続Bはね、もうちょっと来てもらったら困るということに初めなっただけですけどね。それで言うておられたんですけどね、利用者の方がどうなんやろ～ってね。難しいとは思うんですけどね、不安に思っはる。全くどうなるか分からんっていうのはね。お先真っ暗で。可能性としてこっちからこっちまであるとかね、何らかのね言うてもらったら、それも含めてどうしようかって、心を決めるって言うたらおかしいけど、そういうふうな相談にも乗れるのかな～というように思うんですけど、全く分からないと言われるとね、そうなんですって、困ったな～って利用者の方が思いはったんで。

石田座長：混乱があったときに、そのかたちで、先ほどもおっしゃった、時間を設けてと  
かっておっしゃっていただいたんで、対応に配慮していただいたらってことですよね。利  
用者であるとか、支援機関であるとかが混乱しない、あるいは安心できるような体制をど  
の程度までの情報提供があつて、直接聞かされたっていうのがあつたんで、先ほど言われ  
てましたけども、ここからここまでの範囲ならって、その中でどうなっていくか分から  
んねんけどもみたいなね、少し具体的なものをみたいなねっていうところがあつたら有り  
難い。

酒井委員：すみません、酒井でございます。よろしく申し上げます。意見と質問です。一  
つ目がですね、各区自立支援協議会の開催状況ということで、資料拝見させていただきました。  
ざっと見させていただいて、本当にバラエティーに富んでるといふか、区によって  
いろんな特徴があつたりとか、あるいは部会の本数も全く違うわけですけども、それは区  
の特徴ということで良いのかとも思うんですが、一方で、ほとんどというか、少ししか開  
催できていない、あるいは従来の保健福祉センターの業務をちょっと一緒にやってる程度  
の協議会の区も報告ではみられるんじゃないかなと思うんですけども、そのあたりは独自  
性もあるんですけども、やっぱりこうゆうふう自立支援協議会というのは進めてほしい  
とか、そうゆう大阪市としてイニシアティブをもってやっていただきたいなというのが一  
つは、あまり本数が上がってない、開催回数が少ないところについてはですね、もう少し  
イニシアティブを持ってやっていただきたいのが1件でございます。それから2つ目の基  
幹相談支援センターの状況についてですけども、丁寧に資料用意していただいておりますので  
状況はすごく理解はしてるんですけども、この状況を見て、事務局というか、大阪市とし  
て今の状況がどのように評価されているのか、例えば委託費は3,500万くらいだつた  
と思うんですが、費用対効果も含めてどのように現在評価されているのかということと、  
それから政令市、他にも政令市がたくさんあるわけですけども、そこと比べて基幹相談支  
援センターの状況がどうなのか、比較をするものも資料もないとちょっと私たちも評価し  
づらい。これ報告事項ですよ、あり方を検討する場ではないんですけども、そういうこ  
とも検討いただきたいなというふうに思ってます。

石田座長：はい、2点ありました。1点は、区の自立支援協議会ですね、の在り方につい  
て大阪市のほうでどう考えているのか。以前からこの話はあつたかなと思うんですけども。  
区は区、市は市というのがあつたんですが。もう1点は、大阪市として基幹相談支援セン  
ターについて、どのように評価をしているのか。ということ、その2点について願しま  
す。

西端課長：福祉局障がい福祉課長の西端でございます。酒井委員からのご指摘ありまし  
たとおり、各区ですね、取組み状況、千差万別になっております。特に部会の設けられてい

ない区で言いましたら、福島区、そして西区、港区、大正区の4区ですけれども、先ほどご説明しましたとおり、各区の取り組み状況につきましては連絡会を設けて情報交換なり、意見交換なりをしていただく中で活性化進めてるんですけども、ご指摘も踏まえまして、障がい福祉課事務局のほうからですね、今後区のほうにですね、こういった協議会でのご意見があったということ伝えてきちんとですね伝えていきたいと思います。あと、基幹相談センターなんですけれども、大阪市の場合は、24区各区相談支援センターを初め、相談支援事業所のバックアップ、後方支援していくということで位置づけて、さまざまなジャンルで、今年からはスーパーヴァイザーの制度も含めたかたちでの取り組みを一つ一つ積み上げているところでして、その全体的な状況、他都市としてどうやって比べていくか、比較していくかということ、とり方問題あるんですけども、今後ですね、他都市の状況をリサーチしながらですね、より良いかたちでの取り組みを検討していきたいと思います。

酒井委員：ぜひよろしくお願ひします。自立支援協議会については本当になかなか動きが鈍いと言うか、本庁の方も出向いてでも動かして押してほしいなというふうな思いからそういう意見を述べさせていただきました。

石田座長：はい、船戸委員。

船戸委員：大阪発達総合療育センターの船戸です。私自身大阪府重症児者の地域ケアシステム検討委員会に入らせていただいて、大阪府の地域支援各事業所のデータとっていただきましたが、私が考えた以上に、実際は大阪府に比べると大阪市は充実していました。障がい児者の相談支援事業所の数が。ところが、すごく現場と結びついていない印象です。現場で見ていると、行政がいろんな面で相談支援事業を推進することを嫌がっている印象で、とくに小さい重症児の場合あんま現場と結びついてないという印象ですよ。とくに児では、者と置かれている状況の違いがないにも関わらず、余り福祉に結びつかない印象があります。この問題はまたあとで問題提起させていただきますが、そういう相談支援と福祉がきちんと結びつくようなシステムをちゃんと考えるべきじゃないかと思います。

石田座長：結びつきってというのは、協議会と現場ってことですか？

船戸委員：相談支援と福祉事業です。

石田委員：相談支援と現場での課題。

船戸委員：相談支援事業所が比較的多くあるにも関わらずうまく結びついていない。特に

病院（医療）では相談支援というのはあまりスタッフに見えない存在です。もし病院に退院支援、在宅移行支援のときに相談支援専門員が最初から入るとか、それに対して報酬がつくとか、そういうシステムができればもっともっと結びつくのではないかと思います。

石田座長：そのご意見については、後程の船戸委員からのご意見の中でもうちょっと具体的なところを。もし特にこの今回の報告についてごさいませんでしたら、時間の都合もありますので、進んでいきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。そうしましたら次の議題です。4番ですね、障がい児者をめぐる課題についてということで、古田委員、加藤委員、船戸委員のほうから各資料をいただいています。ご意見いただいています。その分について事務局のほうから古田委員、加藤委員の分については事務局のほうから簡単に説明していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

桑田代理：【資料4-1、4-2について説明】

桑田代理：つづきまして、古田委員と加藤委員のほうから資料のほう頂戴しています。本来であれば各委員からご説明していただく…

古田委員：自分で言いますよ。それは

桑田代理：そうですか、そしたら古田委員と加藤委員も？

石田座長：ご意見ございますか？

加藤委員：もし良ければ。

桑田代理：分かりました。そうしましたら私のほうからの説明は以上でございます。

古田委員：人の意見をまとめて言わないようにしていただきたい。こちらの意見はですね、触法障がい者の地域移行についてですね、法務省とかね、連携が整備されていないというところが発端ではあるんですけども、にしてもですね、基幹センターと定着支援センター、それから相談支援センターとか地活センターのそれぞれの役割とか、そういうものが整備されていないというのが根本的な問題じゃないかと。初動期についてはですね、どうゆうふうか、本人の情報が出てくるのか、そこに地域で生活支援をしようとするれば、本人の障がい特性と犯罪の関係みたいところをですね、きっちり整理をしてですね、どのような支援、環境が必要であるのか、ていうのを考えなければならぬですけども、この前も砂川厚生センターからのケースなんかでは、全然情報を事前に出してくれないっていうようなことがありまして、大丈夫ですからなんとか受け入れてくださいっていうようなかた

ちばっかりですまされようとして問題になりました。やはり支援、環境をどうつくっていくのかっていうことを考えるにあたって、最初からですね、そのへんの情報をいただきたいということもありますんで、それについては基幹と定着支援センターが最初の初動期は情報整理、どこの団体、事業所がふさわしいのかっていうのをしっかりと考えていただきたいというのが1点、それと今市の課題で先ほど4-1で説明ありましたが、これ前からずっと言われていることです。今さら区に言っても、その状況は分かりきったことです。問題なのは、そういう状況に対して、市として何らかの施策や仕組みだとか、働きかけをどうしていくのかっていうのが整理されずにきていることです。だからこれについてちゃんと議論するならばテーマを決めてですね、何回もワーキングをやるとか、それとかこの会議自身をですね、年に1回とか2回ですよ、今これ。これをもうちょっとですね、2, 3か月に1回やるとかかっていうようなかたちで、市として各区と連携して何をしていくのかをはっきりさせていくことがむしろ大事っていうふうに思いますが、どうでしょうか。

石田座長：それについて、補足説明も含めてなんですけども、各委員のほうから、加藤さんのほうはいいですか？メインのほうの意見もあるので、その3つをまとめてお伺いしようかと思ったんですが、それでいいですか？

加藤委員：それで結構ですよ。私のほうの…

石田座長：補足説明というかたちで言っていただいてもいいですか？

加藤委員：補足説明…

石田座長：加藤委員のほうからの資料についてですね、あればですね、なければいいですよ。

加藤委員：今の問題についてですか？

石田座長：いえ、加藤委員の

加藤委員：ちょっと説明させていただいていいですか？これね、1、2、3とあって、1、3というのは区とか市とかね、行政との連携の問題だと思うんです。西淀川区でね自立支援協議会を中心的にやらせてもらっているんですけども、自立支援協議会と相談支援体制の構築というか、各時期で出てくる問題、そのへんを議論する、たぶんこれ本来ならば、市の自立支援協議会の中心的な議題になっていいんじゃないかなと思う。どこで困ってい

のかっていう、今実際困ってるんですよ、各自立支援協議会がね。僕らの会だったら、やっと相談支援事業所がある程度数がそろってきてね、じゃあ次に、今度区内の障がい福祉サービスの質をどうゆうふうに上げていくのかっていうね、相談支援の質をどう上げていくのかっていうのが課題になってきてる状況で、ここいろいろ書いてますけどね、4の資料で分析された、そうゆうふうな問題って、例えば居宅介護事業所の精神に対してね、どうかとか、児童デイの問題だとかね実際上がってきてます。あと相談支援の問題とかもあがってきてるんですが、これ高齢のほうからこちらに新規参入してこられた方って、障がいのこととかあんまり分からない状態でケアマネジメントやられたりとかね、それはその事業体の手法でもってされてるとかね、そうゆうことに対して僕らとしてはそれ以上に権限がないですから、自立支援協議会来てくださいとは言えるけども来られないっていうケースもあるんですね。それ以上の働きかけができないですよ。こんな問題になってくると、これはもう区と連携しながら、もしくは市のほうからね、もう少し関与してもらって、自立支援協議会の運営がしっかりいくようにね、もう少しスムーズにいくように何か関わってもらってということがすごく大切なんじゃないかなと思うんですけど、そうゆうことをお願いしたいっていうのが一つってとこなんです。

別段のところは、防災に関してなんです、西淀川区は海に面しているから、防災意識がかなり高く、住民地域のうち2地域ですかね、避難支援ルートですか、全ケースもできているっていうことらしいですわ。僕らも相談支援がどうゆうふうに関わるのかっていうのを自立支援協議会で検討して、1次的な避難、災害があったときにね、それは地域でやってもらうっていうことなんですけども、そのあとに2次的な避難っていうのはね、相談支援と行政が連携しながらやっていくっていうのが一番いいんじゃないかというふうに思っているんですね。ところが、サービス利用計画の中に、避難支援計画を組み込むとかね、それからそういう災害があったときに相談支援がどんなふう動くのかとかね、そうゆうのも防災計画に組み込むっていうね、そんな意識をもちながらいろいろ相談してるんですけど、何か行政の人に言ってもそこはもう一つピンとこないって言ったらおかしいんですけど、だいたいそんな具体的な計画がね、まだ作成させてないっていうのがたぶん現状だと思うんですね。相談支援に関連したとこのね。そのへんのもうちょっと二次的な避難とかなくなってきたら、区だけの問題じゃなくて、市とどう連携していくのかということもね入ってくるから、だいたいそんなときにどんなところが具体的な窓口になるのかとかね、どういうふうな連携がなされるのかっていったね、そんなことを市のほうからもね、説明していただけたらなと思うし、そのへんの区に対しても関与していただくとかね、もうちょっとそのへんの具体的な防災計画ができるように関わっていただきたいなと思うというふうに思ってるんです。これが3つ目です。

2つ目については、相談支援事業所の運営のために、高齢と違って、毎月モニタリングというのはないので、ちゃんとね、かねてから陳情していただいているのは私どもとしてはありがたいと思うんですけども、某会社のGHの件ですけども、GHでも結構大変なところ

もあるんで、そんなときは、例えばモニタリングを毎月とかね、基準としては2ヶ月に1回以下のというみたいなねことがあるみたいなんですが、毎月はダメですよって言われるんですけども、そんなんも場合によってはいいってような基準を出してもらってもいいんじゃないかなって思いますし、そのへん市はどう考えておられるのかっていう、この3点。

石田座長：はい、分かりました。触法の情報の提供のあり方であるとか、防災も含めた協議会の在り方、酒井委員の意見とも関連しているかなと思うんですけども、船戸委員のほうから、委員提出の資料11ってというのがあがってます。これをまた医療、福祉との連携との関係となっていますので、まず初めに船戸委員のほうからこの資料の医療的な専門的なところ入ってますので、説明いただいて、その中で審議していただくと。船戸委員よろしくをお願いします。

**船戸委員：【資料11について説明】**

私は、淀川キリスト教病院で医療中心にやっていて、4年前に当センターに移動して、病院に長期に入院している子どもたちの在宅支援、移行支援というのをやっています。その活動の中で必要な、いろいろ感じたことをお話しさせていただきます。まず、提出資料の最初の所は、大阪府のとったデータです。重症心身障がい児者数が、全体で8,000人弱で、そのうち8%しか我々のような医療型障がい児入所施設に入っていないで、92%が地域で在宅生活を送っています。大阪府によるとこの内半数が医療的ケアが必要だとのこと。NICUから退院し在宅移行した子どもがどこへいくかと言えば、施設に入れなから在宅ということですね。しかし在宅支援のシステムがあまりにも不安であるということが一番大きな問題です。この資料には、高度医療児の在宅移行のための大切な3本柱（・訪問看護・リハ、・かかりつけ医、・緊急時の受入れ）を書かせていただいています。緊急時の受け入れ体制ですが、我々のセンターが大阪市から委託を受けて、医療コーディネーター事業を昨年からは開始しています。16病院がバックアップしていくというような形で今進めつつあります。一番問題なのは、とくに小さな児の場合福祉の3本柱（・ディケア・ショートステイ、・医療的ケア対応の居宅介護事業・相談支援事業）に中々繋がりにくいということですね。一番つながりにくいのは相談支援事業です。相談支援事業につながらないと、居宅介護事業にもつながらないというシステムになっていて、一番大きな問題は、子どもは親がみるのは当然だという形で中々居宅介護へ結びつかない。その結果相談支援事業に繋がらないというシステムになっています。この前も大阪大学附属病院から、在宅移行する赤ちゃんがいました。施設間カンファレンスのために大学病院に行ったときに、地域の保健師さんが、相談支援の専門員を同伴してくれていました。私はあれが初めての経験でした。最初から相談支援員が入ってくれていました、これはすごいと思います。でもこれは、先ほど指摘しましたように、退院前カンファレンスにおいて、相談支援員が参加

してもサービスに報酬がないという形ができています。最初から多職種カンファレンスに当然入っていくような仕組みがあれば、そういう重症の子どもも最初から色々な福祉サービスに繋がるという大きな切っ掛けになります。これは是非制度化して、きちんと報酬が出るようなシステムにしてもらいたいということが第1です。それから、次のページにいていただくと、これは私たちのところで在宅支援、移行支援した子どものプロフィールです。相当重症な子どもで、24時間人工呼吸器つけていました。私たちのセンターに長期入所したときは、お母さんが下の子を妊娠中でした。上に兄ちゃんがいでしたが、下の子が産まれたら在宅へ移行したいという希望で、人工呼吸器をつけたまま在宅へ移行しました。お母さんは、地域の在宅支援（訪問診療、訪問看護・リハなど）を受けましたが、この子の24時間集中看護に加えて、この子以外2人の兄弟を育て、家事などを行っているような状況でした。人工呼吸管理ならNICUでは、普通何人もの看護師が2交代とか3交代でやっています。しかし在宅ではお母さんは一人ですべてやらなければならないというような状態で、さらに2人の兄弟を育てています。このケースには幸い相談支援員も入って、居宅介護のヘルパーも訪問をやっていました。ところが最初40何時間位の居宅介護の受給者証がありましたが、翌年は行政からそれを30時間位に削るような通知がきました。非常に大きな問題で、やはり「子育て支援」に対して余りにも行政の理解がないと思います。障がいの有無に関わらず、子育て、一人健全な子どもが育つだけでも大事業です。それを余りにも理解しない制度じゃないかと思います。これは多方面からもっと支援を考えなければならない大きな問題だと思います。子育て支援に対する支援をもっと強力でできる柔軟な支援システムにしていきたいというのが私の願いです。

それで、今の福祉サービスについて現場で困っていること、特に小さな障がい児の支援のことなんですが、まず未就学児が利用できるサービスが少ないということ、居宅介護の利用が原則不可という形になっていること、それから移動支援の利用ができないということです。人工呼吸器をつけた重症児を連れて、お母さんが病院に通うときに必要です。それから訪問看護と居宅介護が同時間の重複利用ができないということがすごく困ります。

それから最近在宅移行のためにセンターへ転院した重症児のお母さんのことです。自分は在宅で子どもと生活をしながら働きたいと言うんですね。そういうお母さんが段々増えてくる可能性があります。在宅ショートステイや障がいがあっても預かってもらえる託児所など、子どもが障がいになった時にも母親が働ける、そういう働くことを支援できる体制を将来つくってほしいと思います。今の制度は、子どもは親が見るのが当然という制度設計がされ、そのため過剰な負担が親、とくに母親にかかってしまっています。我々が行った厚生労働省研究班の調査では、病院で人工呼吸管理する児の費用に比較して、在宅の場合約1/3になります。家庭が崩壊した場合ももっともお金がかかります。小さいお金を削ってより大きなお金を失う可能性があることを知って支援制度を考えていただきたいと思います。以上です。

石田座長：はい、ありがとうございました。今の三方の意見について、各委員の方で意見とかありますか？例えば、発達障害の関係とか、精神の関係とか、触法の関係であるとか出てきますけども、そういったところで何かいろんな見方であるとか、状況であるとか説明いただければありがたいかなと。ないですかね？

北野副座長：3人の方々から大変意見いただきまして、船戸先生のおっしゃっておられるのは私も非常に、青葉園の運営委員長を20年以上しておりましたんでね、在宅でいらっしゃる重度のね、重症心身障がい児・者の方ですね、地域生活支援というのはですね、大きな課題でありまして、特に、今では医療のほうの方が在宅でももらえなくて医療のほうでは困りごとが多かったんですけども、今ですと、在宅の医療のほうが進んでまいりまして、今度はですね、福祉と教育のほうがですね、どっちか言ったらかなり今ですね、特に在宅での支援のですね、いわゆる3つ、医療・福祉・教育を結びつける相談支援の仕組みが今ひとつですね、前傾になって動けない、これをどうしていくかところとですね、あとは教育のほうで、やっぱりなかなか重度の方はまだ親御さんが来いってということがあったりとかですね、学校のほうでもね、支援の仕組みがなかなか機能してないところの部分のところ今ですね、今後ですねNICU出られて、出られないままの方もいらっしゃるということもありますのでね、そして地域の中でね、どう支えていくのかという仕組みをぜひとも考えていただきたいところが先生のおっしゃるとおりだと思います。

あとですね、相談支援のですね、加藤委員のほうから出してもらってるですね、モニタリングの部分ですよね。相談支援の2番目ですけども、しかり、介護保険の場合で言いますとね、毎月ね、モニタリングの単価が出ると、障がいの場合はね、その部分でね、かなり件数、数をもたないとね、実際には経営が成り立たないと。しかし、障がいの場合はですね、逆に高齢よりもね、一人ひとりのね、個別の事例はですね、ホントにサポート必要と言いますかね、相談の数も多かったですね、いろんな緊密な連携がいますのでね、とてもやれないと。単価上げること大事なんですけども、単価上げるっていうのは闘いが大変ですとね、国との闘いですので、市町村でできる分と言いますと、毎月のモニタリングをどんなふうによく機能できるようにするかということやと思うし、西宮の場合でも、かなり毎月モニタリングを認める方向で今動いておりますとですね、大モニタリング、小モニタリングというかたちでですね、きっちりね、年に2回は大きなモニタリングがきますけどね、あとのモニタリングはですね、必ずフェイストゥフェイスで会ってですね、チェックされるか、簡単な報告でね、毎月モニタリングを認めているというような方向も含めてですね、大阪市も今後いろいろうまくね、相談されながら検討されたらどうかなと思います。

あと、古田委員のですね、要望の中で、特に施設のね、西宮でも言われているので触法の対応というのはですね、県とのね、県の方ですね、いわゆる定着センターですね、市のですね、基幹相談支援のですね、連携、情報提供うまくいっておりませんとですね、非常に

困っております。やっぱりですね、ここはきっちり情報提供をねしていただかないとですね、とても地域での支援というのは成立しませんのでね。かなり強く市のほうから要望されると言いますかね、行政のほうでね、一機関が言ってもねあれですので、行政がちゃんとした情報提供についてのものでですね、ものを求めていかれるのが大事かなと思います。あと差別解消法のほうは古田委員のありますけど、また後で。以上です。

石田座長：ありがとうございます。先ほどの副座長の意見も含めて、三方の委員の意見について、事務局のほうから回答あるいはご提案あればお伺いしたい。

桑田代理：障がい福祉課長代理の桑田でございます。まず、古田委員ご指摘の触法の話と関わって、砂川のお話もございましたけれども、役割分担が整理されていないですとかね、事前に情報を出していかれた上にですね、基幹センターを通した情報連携のところに非常に問題があるとのことご指摘でした。個別の案件についてここで申し上げるのは差し控えますけれども、そういう個別のケースに関しましてですね、なかなか連携がうまく得られなかったケースというのは実際にあるかと思えます。今現在、仕組みと言いますのは、全くないわけではないですけども、ただその仕組みがうまく機能しているのかとか、より良い仕組みづくりに変更していく必要があるのではないのかとか、そういうところについてはまだまだ研究する余地があると思っております。先ほどアンケート調査の話も申し上げましたけれども、基幹センターを窓口にするのが効果的なのか、それ以外の従前のルートというのがあると思えますので、そのルートも生かしながらですね、より効率的、効果的な整理の仕方っていうのがどうなのかっていうことで、基幹センターの役割っていうのは非常に重要と思っておりますので、それを意識した上でですね、どう整理していくのかっていうのは引き続き課題ということで考えさせていただきたいと思っております。

古田委員：それだけやなしに、何回かやって本年度内にちゃんと進めていってくださいね。

桑田代理：ちょっと続けてすみません。資料4-1のところで、書いているのでは従前から議論されていたことではないかということの厳しいご指摘でございます。ご指摘のとおりでございます。自立支援協議会の中でもですね、そういうことが議論されていく中で、現行では、大阪市は、自立支援協議会は1ではなく、25、局も入れて25あると考えております。自立支援協議会はそれぞれの区長が、公募区長の中でですね、区長マネジメントのもとで、各区の実情に応じて一律的なものではなくて、その地域に応じたきめ細やかにというところもありますので、そこは局としてですね、そのあたりは尊重していきつつですね、バックアップができるのか、何ができるのかというところでございます。例えばでございますけれども、24区の自立支援協議会の一覧表ですとか、計画相談の進捗率ということで、あえて各区の一覧表ということでお示しさせていただいているところがあります。こういう資料は各区にもフィードバックさせていただいております、叱るとかそ

ういうことではないですけども、隣の区はこれだけの取り組みをしているんだとか、隣の区の進捗率がどうなのかっていうところで、意識をもっていただいでですね、その上でそれぞれの区でどう動いていくべきかというところに意識を持っていただきたいので、本庁としまして、各区のほうに必要な情報提供ですとか、整理っていうのは引き続き努めて参りたいと思っています。

古田委員：やりとりはできないんですか？

石田座長：まあまあ。

桑田代理：後ですね、防災のところでございます。防災のところは、危機管理室が全体の所管ということでございますが、障がい福祉課としまして、連携の必要性はもちろんと認識しております。防災ということで考えますと、障がいだけではなくて、例えば介護の方とか、ご高齢の方とか、ご病気の方とか、障がいのある方だけをどうこうするというのではなくてですね、全体として、切れ目のない防災ということをどうしていくのかということで、横断的に考えていく視点で、危機管理室とですね、いろいろ施策推進していくところでございますけれども、引き続き障がい者施策部としてまして、連携についてですね、できるところについて意識してまいりたいと思っています。

グループホームのモニタリングの2か月に1回のところでございますけれども、こちらのほうにつきましては、基準ということで一定の考え方は、それぞれのケースごとに、例えば急激な支給量の変化があった場合がどうですとか、考え方をお示しさせていただいておりますけれども、絶対的なものではございませんので、例えば2か月に1回ということでございますけれども、ケースによってそれにより難いってことでありましたら、個別に協議ということは可能でございますので、そのあたりは柔軟に考えさせていただく部分もございますので、また個別のケースでご協議いただければということでよろしく願い申し上げます。

石田座長：船戸委員のご意見についてはどうですか？

蔵野課長：福祉局障がい支援課長 蔵野でございます。私のほうから説明させていただきたいと思います。座って説明させていただきます。先ほど船戸委員からお話しありました、重症心身障がい者の方の医療、福祉というお話なんですけれども、大阪市としまして、重症心身障がい児者の在宅生活を支えるというのは重要な事項になっていると認識しております。そうしまして、重症心身障がい児者の方を含めてですね、在宅での生活を安定ということですね、国に対しましてですね、サービスの充実、報酬単価のアップ等々ですね、引き続き要望をしているところでございます。ただ、あと今お話しいただきました個

別ですね、ケースをご説明いただいたんですけども、個別の事案につきましてここで具体的お話は控えさせていただきますけども、ただ、就学等々ですね、移動支援につきましてもですね、いろいろお困りごとがございましたら、区役所でご相談いただきましたら、個別の案件につきまして、その方の状況、各区の方からのお話をお聞きさせていただいた上でですね、可能な対応について、できるかどうかということにつきましてですね、これは従来から対応をとらせていただいているところで、個別の状況をですね、お聞きさせていただいて対応させていただきたいと考えております。以上でございます。

石田座長：はい、ありがとうございます。そうしましたら、各委員のみなさんからのご意見を。

古田委員：区によってバラツキが出てきているのは、もともと市が、各協議会で何をすべきかっていうようなことを言ってこなかったから。割と自由にさせて隣の区でこんなやっていますよみたいなね、話してきたからこっだけバラツキが出たり、地域差が出てたりするわけですから、各区でやっぱりどんな取り組みをしていかなあかんのんか、市から何を打ち出すべきなのか、ちゃんと整理するようなね、議論をこの場でやっていただきたいと思います。触法障がい者なんかはね、もう年度内に仕組みはあっても機能がうまくしてないとなったときにやはりね、触法関係って言うたら情報が出にくいみたいなところはありますんで、そこは基幹センターが軸になって情報をやりとりして、初動の整理を行うようにしていただきたいと思います。いかがですか？

石田座長：他にありますか。

酒井委員：合わせて、同じく自立支援協議会についてですが、先ほどもご質問させていただきましたけども、区長マネジメントによると言うことは、反対に言うと、区長の興味関心によってもいろいろと変わってくるわけですね、そういったこともあるので、もう少し大阪市としてイニシアティブをもって進めていただきたいということを改めて申しあげたいことと、反対に、動きが鈍いところ、あまり動いていないと思われるところも見てみますと、横の区では活発に動いてたり、それはたぶんいろんな理由があるんやと思うんですけども、先ほど25の協議会とおっしゃいましたけども、別にね各区では、本来はあるはず、あったほうがいいんですけども、合同でね、最初はいろんなことをやってもいいと思うんですよ。そういうことも含めて積極的な提案、活発に動けるような何かもう少し市としてイニシアティブをもっていただきたいと、改めて申し上げます。

石田座長：はい、ありがとうございました。はい、鳥屋委員。

鳥屋委員：あるる鳥屋です。障がい児者をめぐる課題についてなんでね、本当に今回の各区からの要望が上げられる仕組みが、一旦こうなくなっちゃったっていう捉え方になって、だけどやっぱり前回のこの協議会で西成区だけが上げてきて、やっぱりその仕組みは、要望上げていく仕組みはあるんだっていうのを各区にもっと周知していくっていう、前回は話があったと思うんですけど、その周知が動いていっているのかっていうことと、今回も各保健福祉センターに地域の課題について、こういった5つの課題っていうのが重点的だっていうのがあがってきて、あと各3委員さんからも課題提起があったと思うんですけども、それをどれにつけても、重度、身体であれば医療的ケアが必要な重度障がい者、精神、知的であれば、行動障がいを伴うような重度の人、重度になればなるほど、やはり課題としては、地域の中で社会資源、受け皿が足りなさすぎる。地域の中でそれを社会資源をどう増やしていくのかっていうのは大きな課題でしょうし、それを支えるための制度、それから対物支給っていうのは重度の人にとっては足りなさすぎる。これをどうしていくのかっていう大きな2点。課題として分かっているだけで、どう一つ一つ解決していくのかっていう議論の場っていうのをもち続けていかないといけないけども、相談支援の在り方検討会も開催されていますけど、なかなかその回数と言いますか、スピードでは、一つのことを解決するのに2年くらいかかるような中で、もっとこう部会活動のようなそれぞれのテーマに合わせて並行的に進めていくとか、どうこなしていくのかっていうのを示していただかないといけないと思います。

石田座長：はい、ありがとうございました。

加藤委員：自立支援協議会の運営でも、かなり何年もやってるんですけども、構成してる委員でね、いろいろ工夫したりとか、いろんなネットワークつくったりとかね、かなり積極的にやってると思うんですけど、なんかそこですごい疲労感がたまっているんですわ。なんでかって言ったら、公私共同でやるということだったら、やっぱりちゃんちゃんとそこね、こちらが何か提案したら一緒に考えてもらえるっていう、そういうスタンスで一緒にね、区がやってくれる、区にやってもらいたいと思うし、そういうふうな、できるように何か市のほうから関わっていただくっていうんか、なんかそのへんがうまくいってないからなんですかね、西淀川区ね、結構活発にやってるほうだと思うんですけども、ずっとやってて疲労感っていうのが残ってるんですよ。何かいろんな打ち出してるけども、なんか打ち出してるだけでね、なんせ相談支援事業所部会を区役所で開催するというのも時間かかって、やっと去年からできるようになりましたけど、そんな状態がねずっと西淀川区だけの問題じゃないと思うんですけど、他の区でもね、結構やる気のある委員って多いのでね、それをうまく活用して、それで区内の障がい福祉サービスの体制をちゃんというまく構築できるようになってもらったらなと思います。そこで市のほうに関わっていただけたらなと思うんですが。

石田座長：はい、分かりました。自立支援協議会発足当時から、各委員何回言ってこられた、地域である自立支援協議会の課題を市の自立支援協議会にあげて、それをフィードバックしてという、その中で地域の社会資源を活性化させていくっていうふうな仕組みづくりをもう少し考えられないかということなんですよね。先ほど、障がい児者をめぐる課題についての4番のところで、自立支援協議会の活性化というところがありまして、担い手が少ないとか、浸透していないとかっていう、そうゆうなところもあるかなって思うんですけども、こういったところについて、委員からご意見ありますか。

船戸委員：座長がおっしゃったところ、僕の考え方で、フィロソフィーの問題だと思うんですね。それから説明できなかつたところで、実際の事例のところで相談支援がやってる現場の困ったことを書いてますんで、検討していただいて、できたら改善していただきたいようにお願いします。よろしくお願いします。

石田座長：連携の中で支援していくっていくのがとっても大事になっているということですね。

井上委員：すみません、今出ていたご意見の中から、最初に事務局の方から、5つの事項で課題の中であがっていた発達障がいの方への対応ということなんですけども、市の中に一つだけつくっていただいている、発達障がい者支援センターっていう、支援に携わる方へのバックアップにはまだまだ力不足なんですけども、反省しているところです。個別のケースの方で、大人の方がとても多いんですけども、私のケースなども、一人暮らしの方なんかは、ほとんど区の相談支援センターさんを紹介して、お助けいただいている方ばかりなので、そういう意味でもお手間をかけさしてしまっているのかなと思っています。うちも人数に限りはあるんですけども、機関支援というかたちで、たぶん集合研修よりは事例検討の方が役に立つかなと思うので、ご利用いただいて、受けさせていただければなと思っています。いつも本当にありがとうございます。

石田座長：はい、ありがとうございます。まだ議題も残っていますので、事務局のほうから区の自立支援センター、市の自立支援協議会と区の自立支援協議会との連携の在り方であるとか、今後の古田委員のほうからもありましたけども、市の自立支援協議会の在り方について少し考えているところであるとか、ご提案とかがあればご回答をお願いしたいなと思うんですけども。

西端課長：福祉局障がい福祉課長の西端でございます。先ほどの説明の中で、各区自立支援協議会ですね、基本は区長のマネジメントのもとでということと基本的な説明をさせていただいたところなんですけれども、私ども、この市の自立支援協議会の事務局ということで、活性化していく手段が、区の協議会を活性化していく手段としてましては、何回も

申しあげますけれども、連絡会を設けて動かしていくってところが、重要なポイントなってくるんですけども、ただ、単に形だけで設けるのではなくて、今酒井委員、古田委員、鳥屋委員からご指摘ありましたとおり、なぜその活性化していない区が活性化していないのかとか、その区の認識はどうなっているのかと、掘り下げて個別に議論したりとか、どうゆうふうに関地域の中で考えて課題として取り組もうとしているのかとか、そういったところをともに連携してやっていけるようにしていきたいと思っております。今回、各区の担当者のほうはですね、課題認識とか聞き取りをしているんですけど、一つはそういった思いをもってやらせてもらっているところで、鳥屋委員ご指摘のありました、区の意見をですね、お聞きするシステムが弱くなっているのではということも踏まえて、今回聞き取りをして報告をさせていただいております。担当者会議の中でですね、自立支援協議会の目的等含めてですね、きちんと確認しながら、今後とも努めてまいりたいと考えております。

相談支援のほうのモニタリングなんですけども、本当に大切な部分で、先ほど北野委員からもですね、西宮市のほうのですね、具体的な取り組みについてもご意見いただいておりますので、そのへんですね、西宮市でどういうふうに行っているのか、大阪市で活用できないのか、そういったことも具体的に検討していきたいと思っております。

やはり、計画相談とか、計画相談事業者さんはまだまだ大阪市数が少ない、人的にもレベルアップしていかないといけないという課題が、そこが出発的と私ども切実に感じておりましてそこが充実していくと区の相談支援センターがですね、本来の果たすべきところを果たしていけるようになりますし、基幹相談支援センターのですね、連携もし合えるようなことができるようになるのではないかと考えておりますので、現場の第一線の状況をきちっと国に伝えまして、制度の改善にですね、取り組んでまいりたいと思っております。

古田委員：この自立支援協議会で何を議論するのか、来年度どうするか、1回日決めて集中検討しませんか。こんなに話題が出て、いつまでも報告ばかりで済ませるんじゃないかと、来年度これとこれとこれをこういうふうに議論しますみたいなね、議論を1回やらせてください。

西端課長：かなりたくさん確かにあるんですけども、協議会の運営の仕方ですね、どうゆうふうに関効的にするか、1回検討いたしまして、いろいろ委員のみなさんのご意見をお聞きしながら検討していきたいと思っております。

石田座長：はい、ありがとうございます。あと3つ議題がありますので、みなさんご意見あるかと思いますが、3つ連続で、(6)、(7)、(8)のほうを、本当は虐待と計画を違うんですけども、報告いただいてもよろしいでしょうか。お願いします。

桑田代理：【資料6、資料7の説明省略。資料8について説明】

松岡課長：【資料9、10について説明】

石田座長：はい、どうもありがとうございました。もう時間過ぎてるんですけど、何かご意見とかありますか。はい、古田委員。

古田委員：12時ぐらいまでいけますでしょう、はい。差別解消法についてちょっと意見書かせてもらいました。差別解消法ができたということはね、まあ大きな前進なんですけれども、まだまだ曖昧なところ、ざるになっているところもありますんで、その役割とかがどうなるのかっていう話になってくるわけなんですけれども。今、大阪府の方ではですね、これまで、法ができてから合議体とか広域専門員が置かれるような方向にはなってるんですが、その権限が、調査・調整とか斡旋とかの権限が、やはり条例がないと定められないだろうということで、条例づくり、差別禁止条例、排除条例を作ろうというような話で、ようやく条例を作ろうかという方向にはなってきたんですけれども、今月示されようとしているところですね、ほぼ体制整備だけの条例ということで、合議体とか広域専門員を府内に置きますという、それにどんな権限を持たせるかだけを表した条例を、どうも考えているのではないかという風に言われています。これは、他府県の条例に比べて、かなり後退した、スカスカの内容になるんじゃないかということと、あと、兵庫とか愛知でもそういう風な同様の行政主導の条例がぱっと作られるような動きになってますので、そういった動きに対して大阪市からもですね、これでいいのかと、しっかりした他県のような条例、特に差別の規定ですとか合理的配慮の義務規定を、どうも大阪府としては嫌がっているようでして、ちゃんとその辺を規定するように求めていただというのが1点です。

それと、府で広域専門のライン4人配置するとか、合議体を設けるとか言われてますけれども、合議体はほぼそんなに機能しない、めったに開かれないうらうとか言われております。それでですね、実際に市町村との役割分担とか、府の相談員にどういう風につないでいくのかというものはっきりしていません。法律でも、地方公共団体でこれこれができるというような規定が多いので、その辺が府と市町村でどういう役割分担になるかはっきりしない。それで、府と市の押し付け合いとかがまた起こるだろうなという風に思っています。特に、研修とか、相談支援の職員とか行政職員がどういう風に対応したらいいのか、マニュアル作りをどこまでやるのかについても、自分たちがやるとは言ってません。これ、虐待防止の時もそうでしたけれども、あと、マニュアルがないと行政と相談機関との役割分担、それをどのくらいでいくのかというフロー図なんかも、大阪市では、前、はっきりさせてもらったところがあるんですけれども。この辺がないと、やはり各地域で混乱するやろうなあという風に思っています。その点を踏まえてですね、大阪市として府としっかりその辺の話を詰めていただきたい。府にも、研修をやってもらうように言うてほしい。マニュアル作ってほしいと言うてほしいとあわせて、市としてもですね、市、区、そ

れから基幹センターそれぞれに、この差別解消の担当を置いてですね対応できるようにしてもらいたいなあと。今、府の議論内容を見たらですね、障がい福祉課とか相談支援事業者で、第一義的にはもう相談に乗って解決するようになって書かれていますので、ほんなら市町村で対応・解決しようという風なことにもなるわけです。それについてですね、相談支援任せにするんじゃないで、担当を置いてですね、ガードする、協働するというような体制を、ぜひとも敷いていただきたい。特に、福祉担当職員が動かないと、これ、人権の担当とか言っても、なかなか対応してくれない場合もありますので、福祉担当職員の配置をお願いします。それから、事案解決には、やはり合理的配慮の好事例をいかに出していくかということが、一番重要になってくるかと思しますので、その事案を事例を収集し解決していくための仕組みとして、ぜひともこの地域協議会を作っていたいただきたいなあとという風に思っています。まあ、対応要領や地域協議会は“できる規定”ですが、大阪市ではそれはやっていこうとしていただけるのはありがたい話です。個別のケースはね、検討できないみたいに暫定指針で出てると書いてますけども、そんなことはありませんので、すべてのケースを検討するというのは難しいと思えますけども、困難ケースについて適切な合理的配慮は何なのかというようなことはちゃんと検討して示せるような仕組みを考えていただきたいということと、対応要領については、大阪市の色を出せないかなあとと思ひまして、元々、社会的入院ですとか施設の長期入所は人権侵害であるという風には言っていたいいるんですけども、なかなか～すら進んでいないという状況にもあります。その辺をですね、他県の条例なんかでも、意に反する福祉サービスの強制・提供はだめなんですよとか、長期入院なんかの解消をしていかないといけない、強制してはいけない、放置してはいけないということなんかもありますので。もちろん、全職員と独自対応業務というのを主に書かれているとは思いますが、もし可能であれば、その辺、ちょっと検討していただけたらなあとという風に思います。はい、あとはまあ、ちょっと考えてもらえたらなあとという風に。

石田座長：はい、時間も過ぎてますので、ただ今、古田委員の方から話がありましたので、簡単な見解だけちょっとお答えいただいて、いいかなあとと思います。はい。

松岡課長：すみません、今、委員の方から重要なお指摘をいただいたかと思ひます。それについて、申し訳ございません、時間の関係ございません、簡単に申し上げさせていただきます。まず、大阪府の条例につきまして、先ほども申しました、私ども、府の条例の詳しい内容までは把握しきれていないようなところでございます。それで何べんも申し上げましたが、国の基本方針につきまして、差別的取扱いは、事案ごとに具体的場面や条件によって、総合的、客観的に判断することが必要であるとか、あるいは、合理的配慮につきましては、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるという風にうたわれております。具体性とか個別性とか、そういうところに十分、周囲の環境と共

に鑑みたくえでの配慮なり、取り扱いであるというような形でうたわれておりますので、私どもといたしましては、差別的取扱いとか合理的配慮、特に合理的配慮というのはこの法によりまして新しくできた概念でございますので、それらの点につきましては、今後、国民の認識が深まっていく中で、また固まっていくというようなことも考えておりますので、大阪市としましては、現在のところ、国とか府の同行を十分注視しながら、対応、また、委員の皆様方とご相談しながら考えてまいりたいと、かように考えております。

また、市、区、あるいは基幹センターとの役割の明確化、あるいは困難ケースが出てきた場合には、それらが共同支援できる体制を構築することというようなご指摘でございますが、これにつきましては、地域協議会の設置運営暫定指針の方では、各機関、相談窓口は、相談の一次的な受け皿となり、自らの対応できない事象につきましては、地域内の他の適切な機関につなぐことが重要であると書かれております。大阪市におきましても、それを踏まえまして、地域協議会を設置する方向で検討しておりまして、相談された方がどの窓口で相談していただいても、その相談が各機関の間に落ち込むようなエアポケットが生じないように、適切な窓口につなぐことができるように、各機関のネットワーク化を図りまして、困難ケースが出てきた場合の支援体制を十分図っていけるように、さらに考えております。

また、市の方で対応マニュアルが作成できないかというようなことでございますが、大阪市の方では、先ほども申しましたように、努力義務規定でございます職員対応要領の策定を進めておりまして、そこに、現在、各所属の方から収集した事例の中から、差別や望ましい合理的配慮の好事例を掲載し、職員がより具体的なイメージを持ちながら理解して、適切な対応をとれるような内容にしてまいりたいと考えております。また、職員の資質の向上のために、全庁的にeラーニング等の研修を実施したりすることでも、職員が差別解消法の理解を深めるような研修を執り行う、そういう風な仕組みづくりも考えてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

また、先ほど委員の方から評価するとご指摘いただきました協議会についてでございますが、私ども、地域協議会を設置いたしまして、一次的に相談を受けた窓口から、より適切な窓口へつなぐための機関のネットワーク化、当然推進してまいりますし、また、相談窓口から事例の報告を受けまして、その協議会の中でケーススタディーを行い、ノウハウを蓄積しながら、それぞれの構成機関にフィードバックし、相談対応への後方支援を行う、そういう風な仕組みづくりを考えてまいりたいとしておりますのでございます。

また、委員の方から強く申し出がございました不当な差別の具体例としまして、意思に反する福祉サービスの提供とか、長期入所・入院状況の強制・放置、これを盛り込めないかということでございますが、これ、蒸し返しの回答となりますが、国の基本方針の方で、差別的取扱いとか合理的配慮につきましては、本当にそれぞれの置かれた環境とか具体的な状況とかを十分勘案した上で判断することというようなことが求められております。そういうことも踏まえながら、私ども職員が適切な対応をとれるように、職員対応要領の中

に適切な事例がいかに取り込めるかということ十分に、委員のご指摘も踏まえながら、検討を進めてまいりたいと、かように考えております。

また、区の相談センターとか地活センターの方でしっかりした体制ということ、最後に少しおっしゃいましたが、基本的には相談体制につきましては、既存の機関等の活用充実を図ることとしておりまして、大阪市としましても、その方針に基づきまして、現在、関係部局と調整を進めさせていただいておるところでございます。具体的内容につきましては、まだ本当に調整の段階でございますので、ここで申し上げられませんが、相談をしていただいた方々に十分に対応できるような形で、何とか取り組んでまいりたいと、そういう風に考えております。

本日はこのお答えで申し訳ございません。以上でございます。

古田委員：これ、どこで検討していくんですか？対応要領であるとか、地活協議会の内容については、ここの場でやっていただけるんですか。

松岡課長：対応要領につきましては、市の内部、関係機関の中でワーキングチームを作っておりまして、その中でたたき台を作っております。そして、さらにですね、そこでたたき台を作った上で、この場、あるいは協議会の場の委員の方々のご意見もお聞きしながら、取りまとめを進めてまいりたいと。ちょっと、委員の方々のご意見の伺い方というのは、これから工夫してまいりますけれど、そこは考えさせていただきたいと。

古田委員：大事な話なんで、しっかり議論できるようにしておいてください。

松岡課長：できる限りは考えさせていただきたいと思います。

石田座長：はい、ありがとうございます。もう時間が20分も越えてしまいました。これで審議を全部終わりたいと思います。今日、差別解消法の具体的な話し合いの持ち方というのは、まだまだ全然これからなのだろうなあと。その中で、自立支援協議会での話し合いの事項にもなるんだろうなと思います。一つ、古田委員のおっしゃった、今日もそうですよね、時間がオーバーしてしまって、報告事項とかが多くあるということもあるので、どういう議題をどのようにして話し合うのかっていう場を、全員は無理なので、どっかで持てればいかなあという、私からの要望でもあります。これまでやってきたように、あり方の検討部会のような形で少し時間をとって、区の自立支援協議会であるとか、市の自立支援協議会の体制であるとか、あるいはほかとの連携であるとかということのをですね、少し詰めていかなあという風に思っています。

これで審議を終わらせていただくということで、事務局の方にマイクをお渡しします。よろしく申し上げます。

西端課長：長時間にわたりご審議いただきまして、どうもありがとうございました。ご意見含めまして、引き続き施策の充実に努めてまいりたいと思いますので、よろしくおねがいいたします。引き続きお力添えをたまわりますよう、お願いいたします。

森野係長：長時間ありがとうございました。これをもちまして、自立支援協議会、閉会でございます。ありがとうございました。